

不動産鑑定業者（青森県知事登録）の「更新」登録

【手続対象者】 青森県知事登録の不動産鑑定業者で、有効期間（5年）の満了後、引き続き不動産鑑定業を営もうとする者

【手数料】 12,400円の青森県収入証紙

【提出時期】 有効期間（5年）満了の30日前まで

【提出部数】 正本1部

	提出書類	様式	法 人	個 人	備考
1	登録申請書	別記様式第七 表（第一面）、裏（第二面）	○	○	
2	不動産鑑定業経歴書	別記様式第八添付書類（イ）	○	○	
3	不動産鑑定士及び鑑定士補の 氏名を記載した書面	別記様式第八添付書類（ロ）	○	○	
4	申請者（法人の場合役員全員） が法第25条第1～5号に該当し ないことを誓約する書面	誓約書 法人： 「当社は」及び「私ども役員 は」（役員1名の場合は「私 は」）	○	○	法第25条1～5号に該当しないことを誓約する書面については代表者の名前で提出、役員全員の連名で提出のどちらでもよい
5	法人自体が法第25条第1、2、 4、5号に該当しないことを誓約 する書面	個人：「私は」	○	—	
6	法第35条第1項に規定する要件を備えていることを証する書面	専ら当該事務所において勤務を命じたことを証する書面（辞令、異動通知書の写し）	○	○	申請者自身が専任の不動産鑑定士を兼任している場合は不要（登録申請書第二面にその旨を付記）
7	申請者の略歴書（法人である場合は役員のもの）、事務所ごとの専任不動産鑑定士の略歴書及び略歴書一覧		○	○	法人の場合は役員全員 役員とは：業務を執行する役員・取締役・執行役・これらに準ずる者 （監査役・監事・部課長等の役付き職員は含まない）
8	定款又は寄付行為		○	—	・「目的」欄に「不動産鑑定評価業務」等の記載のあるもの ・代表者による原本証明が必要
9	登記事項証明書		○	—	・現在事項全部証明書 ・概ね3ヶ月以内に発行されたもの ・写しの場合は代表者による原本証明が必要
10	個人の申請者及び専任の不動産鑑定士の住民票抄本		※	※	※住民基本台帳ネットワークシステムに加入している市町村に住民票がある場合は不要 ・住民票と住所地が異なる場合は、これに変わる書面
11	事務所案内図等		○	○	次の場合は、賃貸借契約書等の事務所の所在等が確認できる書類の提出も必要です。 法人：商業登記されていない事務所の場合 個人：住所地以外の場所に事務所がある場合